

山梨県と災害時の協力体制を確立!

～遺体処理等に関する協定を締結～

山梨県葬祭事業協同組合(上田孝二理事長 組合員12社)は10月14日、上部団体である全日本葬祭業協同組合連合会(以下、全葬連)とともに、山梨県と「災害時における遺体の処理及び埋葬の協力に関する協定」を締結した。



今回の協定の必要性を述べる
上田理事長

近年、東日本大震災をはじめ、地震や津波、土砂災害等の自然現象等による被害が全国で発生している。こうした災害時の対応で苦慮することのひとつに、遺

体の処理がある。今回の協定では、自然災害発生時に山梨県及び各市町村からの要請に基づき、遺体の搬送や葬儀、遺体の処理や埋葬に係る物品(棺、収納袋、ドライアイス等)の提供を行うこととなった。

遺体の処理については、誰しもが行えるわけではない。誤った処理をすると、処理をした者が細菌感染するなどの二次災害を引き起こす可能性もある。今回の協定により、遺体の処理を専門家である葬祭組合の事業者が行うことで、こうした二次災害を未然に防ぐことを目的としている。また、全葬連との三者協定とすることにより、万一、山梨県の組合員が被災して対応できない場合でも、全国の葬祭組合の組合員から支援を受けられる体制が構築できた。

今回の協定締結を受けて上田理事長は、「災害は発生しないことが良いし、被災者も出ないことが一



協定締結式の様子
(左から全葬連 松井会長、後藤知事、上田理事長)

番。しかし、万一を想定して被災時の対応を考えておくことは、非常に重要である。今回の協定締結により、山梨県が被災した際、本組合や全国から支援を受けられる体制が出来たことは、山梨県民にとっても大きな安心に繋がる。組合では、今後も社会から求められる責務を精一杯果たしていきたい。」と述べている。